

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る競争入札説明書

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和2年5月22日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務

(3) 契約条項、仕様等

別途契約条項、和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第736号で定めた和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 期間

令和2年5月22日（金）から同年7月1日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

5 入札説明書及び仕様書（以下、「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

4の(1)に同じ。

イ 期間

4の(2)に同じ。

(2) 入札説明書等に対して質問のある者は、令和2年5月28日（木）から同年6月1日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に

対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行う。電子メールの場合は技術調査課の所属メール（e0811002@pref.wakayama.lg.jp）あてに質問すること。

また、その質問等に関連して入札説明書等に関する重要な補足や変更点が生じた場合には、質問に対する回答とともに令和2年6月10日（水）までに、当該入札公告について和歌山県ホームページへ掲載して公表するので、入札参加者は入札前に必ず確認するものとする。

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館 5階 5-A会議室

##### イ 入札日時

令和2年7月2日（木）午後2時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年7月2日（木）午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

(1) 入札は、別紙1又は別紙1の2の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 入札金額は、月額として記載すること。なお、入札金額は一切の諸経費を含めた額とすること。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額の入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、別紙2又は別紙2の2の委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合において、入札書には、入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して、当該代理人の押印をすること。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

(6) 入札書は、封筒に入れ封印をし、封皮に入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号）並びに2の(2)に掲げる調達業務の名称を表示しなければならない。ただし、13の(1)による再度入札にあってはこの限りでない。

(7) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることがで

きない。

## 8 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏当な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金、又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午前10時から午前10時30分までの間に納付し、又は提供すること。業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。又、コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2か年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙3の入札保証金免除申請書を令和2年6月19日（金）までに提出すること。）

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額（入札金額に60を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けたものが契約保証金を納付すること。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。又、コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2か年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙4の契約保証金免除申請書によること。）

## 10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が9の(1)に規定する金額に達しないときの入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

#### 1.1 開札の場所及び日時等

##### (1) 開札の場所及び日時

###### ア 開札場所

6の(1)のアに同じ。

###### イ 開札日時

6の(1)のイに同じ。

(2) 開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

#### 1.2 落札者の決定の方法

(1) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

#### 1.3 再度入札

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに出席者をもって再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

(2) 次のア又はイに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 10の(1)から(7)まで、(11)及び(12)のいずれかに該当する入札

イ 前回の入札における最低価格以上の入札

#### 1.4 契約書の要否

要

#### 1.5 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 1.6 支払状況

(1) 県と契約を締結した者(以下「契約者」という。)は、県から業務の完了の確認を受けた後、県に代金の支払請求書を提出することができる。この場合の業務の完了確

認は、令和3年度から令和7年度において、月毎に業務の完了確認行うものとする。

- (2) 契約金額は、契約者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、当該契約者に支払うものとする。

#### 1.7 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。